

## 様式第3号（第14条関係）別紙

### 平成24年度第4回幼児教育振興審議会会議録（詳細）

1. 日時 平成25年3月25日（月） 午後2時00分～3時40分

2. 場所 市役所3階 第5委員会室

3. 議題 社会情勢の変化に伴う幼児教育の今後のあり方について  
その他

- ・市川市子ども・子育て会議の設置について（報告）
- ・次回開催日程について

4. 出席者 計22名

会長 高尾公矢委員、副会長 鈴木みゆき委員

委員 稲葉健二委員、鈴木敬子委員、富田友美委員、田邊美代子委員、  
田中明美委員、猪瀬ひろ委員、石神久美子委員、矢島勝委員

出席委員 10名

（欠席委員3名：大野京子委員、齊藤真由美委員、荻野千奈委員）

関係課等 山口子育て支援課長、宮内子育て支援課主幹、正木子育て支援課主任

事務局 津吹教育総務部長、高坂教育総務部次長、大野教育政策課長、

（所管課等）伊藤就学支援課長、水越教育政策課主幹、福田教育政策課主幹、飯島  
就学支援課主幹、木村教育政策課副主幹、中嶋教育政策課主査

#### 【午後2時00分開会】

○大野課長

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

会議に入ります前に、審議会の会議の公開の方法については、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」に沿った形に合わせまして、会長に会議開催を宣言していただきまして、まず最初に会議成立の定足数の確認と、議題ごとに会議を公開するか否かを行った上で、傍聴希望者を入室させること等につきまして徹底するように、審議会の運営につきまして通知がありましたことから、進行が前回までと若干異なりますのでご了承いただきたいと思います。それでは高尾会長、お願ひいたします。

○高尾会長

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、幼児教育振興審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。それでは、第4回市川市幼児教育振興審議会を開催させていただきます。

本日は、大野委員さん、齊藤委員さん、荻野委員さんの3名の委員の方々からご欠席の連絡をいただいております。会議につきましては10名の委員の方がご出席でございます。矢島委員さんと田中委員さんは、向かっているという連絡をいただいております。

市川市幼児教育振興審議会条例、第6条第2項によりまして、委員の方の半数以上が出席されておりますので、審議会としては成立しております。

次に、この審議会の会議の傍聴についてでございますが、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づきまして本審議会は公開とご了承いただいておりますことから、本日の会議においては冒頭から会議を公開といたします。よろしいでしょうか。傍聴人の方がいらっしゃいましたらお入り下さい。

○傍聴人入室

○高尾会長

それでは、次第に従いまして事務局から説明をお願いいたします。

○大野課長

それでは、審議に入ります前に資料の確認をさせていただきたいと思います。本日お配りしました、

・次 第

・資料1 社会情勢の変化に伴う幼児教育の今後のあり方について

・資料2 おしえて！子ども・子育て支援新制度パンフレット

・資料3 市川市子ども・子育て会議条例

・資料4 市川市子ども・子育て会議条例の制定について

その4種類でございますが不足などがございましたら、おっしゃっていただきたいと思います。なお、会議終了の時間でございますが、16時00分を目処にお願いしたいと思いますが、審議の流れによりましては、多少前後することもあると思いますので、よろしくご協力お願い申し上げます。それでは、高尾会長よろしくお願ひいたします。

○高尾会長

それでは、議題の社会情勢の変化に伴う幼児教育の今後のあり方についてを事務局から資料の説明をお願いいたします。

○福田主幹

私からは、資料1と資料2について、社会情勢の変化に伴う幼児教育の今後のあり方ということで、前回も子ども部から「子ども・子育て関連3法による変化の内容」ということでご説明いたしましたが、今回は、前回の審議会の時から政権も変わりまして、この、子ども・子育て支援新制度がより具体化していく方向で進んでおりますので、あらためて幼児教育、幼稚園から見て、この新制度をご説明したいと思います。

資料1の2ページをご覧ください。はじめに、今後、市川市でも進めていかなければならぬ「子ども・子育て支援新制度」は、昨年の8月に公布された子ども・子育て関連3法に基づいているものでございます。

その3法の中の、まず一つ目は、(1)「子ども・子育て支援法」でございます。この「子ども・子育て支援法」の主な内容を申しますと、一つは、「○教育・保育にかかる給付」の創設でございます。認定こども園・幼稚園・保育所を利用する保護者に対して「施設型給付」を支給（施設が代理受領）する共通の仕組みを創設することで、これまでばらばらだった財政支援、例えば私学助成や保育所運営費などの仕組みを一

本化し、認定こども園や幼稚園、保育所などに対して安定した財政支援を行っていくものです。この「施設型給付」の形になりますと、どの施設を利用しても、利用者の負担額は、所得に応じた負担になり、公立も私立も関係なく、負担額は同じになるもので

もう一つは、「〇地域子ども・子育て支援事業」がございます。これは、「一時預かり」や「病時保育」、「放課後児童クラブ」など多様な保育を充実させ、受け入れられる子どもの人数を増やして「地域子ども・子育て支援事業」と位置付け、国と都道府県が市町村に財政支援を行っていくものです。

また、その他にも、この「子ども・子育て支援法」には子ども・子育て支援事業計画の策定の義務化や子ども・子育て会議の設置努力義務化などがございます。

次に、(2)「認定こども園法の一部改正法」でございます。これは、認定こども園の充実ということで、「幼保連携型認定こども園」は、これまで幼稚園部分と保育所部分をそれぞれの法体系で認可や指導、及び財政措置をしていましたが、今回の改正により、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、「学校及び児童福祉施設」としての法的な位置づけを付与して、その設置及び運営その他必要な事項を定めた法律に改正したものでございます。

三つ目の(3)「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」でございますが、上記2つの法律の施行に伴い、児童福祉法など五十五の関係法律について規定を整備するものになります。

この「子ども・子育て関連3法」の趣旨といたしましては、「幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく」というものでございます。以上がこの子ども・子育て関連3法の内容でございます。

次に資料の3ページをごらんください。こちらの図が子ども・子育て支援法が公布されたことにより、「子どもと子育て」という大きな枠組みで一元化した体制のイメージになります。

これまで、幼児期の学校教育は文部科学省、保育は厚生労働省というように、同じ就学前の幼児に関する施策がそれぞれ分かれてしまっていたものを、この「子ども・子育て支援法」を施行することによって、子ども・子育てという大きな枠組みにまとめ一元的、総合的に推進していくものになりました。

そして、今回の法律で市町村は国の指針に基づいて「子ども・子育て支援事業計画」を策定していくことになりますが、福祉などの分野ではこういった計画はあったようですが、子どもに関して、今回のような網羅的な子どもに関する事業計画は無かったものでございます。今後、この事業計画を策定して、この計画を進めていくことが非常に重要になってまいります。

次にお手元の「おしえて！子ども・子育て支援新制度」のパンフレットをご覧ください。こちらのパンフレットはこの新制度が始まると、どう変わるのがかを比較的わかりやすくまとめてあるものでございます。

子育てをめぐっては、これまで様々な課題がありました。その課題の解決を目指し

ていくため、それぞれの取組を進めていくものです。

課題 1として、親の働く状況によって幼稚園や保育所と分かれていたものを、その両方の良さをあわせ持つ、認定こども園の普及を進めるものです。この認定こども園は 7月にこの審議会でも習志野市へ視察に行きましたが、幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設になります。

課題 2としましては、核家族化や地域での人間関係の希薄化などで、地域での子どもの見守りや相談など、地域で子どもを育てる力が低下していることがあげられます。そういう課題を解決するため、親子同士が交流できる拠点を増やしたり、一時預かりや、放課後保育クラブなどを増やし、子育て環境を充実させていくものです。

課題の 3として、市川市でも課題になっておりますが、待機児童問題の解消があります。新制度では、地域のニーズを踏まえて、市町村が認定こども園、保育所などを計画的に整備し、また、少人数の子どもを預かる保育ママや小規模保育などを組み合わせて、待機児童の解消を計画的に勧めていくものです。このように、この新制度は、質の高い乳幼児期の学校教育・保育の総合的な提供と地域の子育て環境の充実、待機児童の解消を目指すものになります。

次に資料の 4 ページをご覧ください。この図は、平成 27 年度施行を想定した、子ども・子育て関連法本格施行までの市川市の主な動きを示しています。平成 27 年度にこの新制度が本格施行していく上で、様々なことを決めていかなくてはなりません。特に、平成 25 年度は、こちらのスケジュールにもありますように、時間が無いなか、決めていかなければならないことが多く、大変タイトなスケジュールになっております。

子ども・子育て会議は、平成 25 年度から市川市でも、子ども・子育て会議を設置していきます。この会議では、子ども・子育て支援事業計画等に子育ての当事者等の意見を反映し、事業計画等を調査審議していきます。

次に、子ども・子育て支援事業計画の策定になります。この計画は、子ども・子育て支援法の第 61 条で計画策定を義務づけている計画でございまして、平成 26 年の中ごろまでには作成しないとなりません。5 ページの市町村子ども・子育て支援事業計画をごらんください。この計画の計画期間は 5 年を一つの期としております。計画には必須の記載事項がありまして、圏域の設定や幼児期の学校教育・保育などの需要量の見込みや提供体制の確保、実施時期などを計画に記載していかなくてはなりません。

もう一度、4 ページのスケジュールをごらんください。この市町村の子ども・子育て支援事業計画を策定していく上で、こちらのスケジュールにあります、認定こども園が非常に重要な検討課題になってまいります。市川市として公立幼稚園をこの新制度を進めていく中でどうしていくのか、認定こども園化していくのか、公立幼稚園の今後の方針の検討を、早急に実施して、この計画に反映していかなくてはなりません。

次に実施体制の整備でございます。今回の新制度を進める上で、幼保連携型認定こども園の認可・指導監督が一本化されることや、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付が創設されることなどにより、この新制度の事務を一元的に実施して

いくため、幼稚園と保育所の担当部局を一元化し、円滑な事務の実施が可能な体制をとっていく必要がございます。この体制整備を、平成 26 年度から行うことを視野にいれ、平成 25 年度早々から体制の整備を検討していかなければなりません。また、この幼児教育振興審議会も新制度が本格施行して行く過程で、また、組織の一元化とあわせて、子ども・子育て会議との関係をあらためて考えていく必要がございます。

次に資料の 6 ページをごらんください。この図は、新制度における幼稚園の選択肢でございます。

今後、幼稚園は新制度に移行していく上で、4 つの類型に分かれていくことになります。まず大きくくりとしましては、「認定こども園」と「幼稚園」に分かれます。

この認定こども園の中でも、2 つ種類がありまして、「幼保連携型認定こども園」と「幼稚園型認定こども園」になります。位置付けは、どちらも学校教育と保育を提供する機関になります。

次に、上から 3 つ目の類型の幼稚園（施設型給付有）でございますが、この幼稚園は新しい枠組みに入る幼稚園でありますが、位置付けとしては、学校教育を提供する機関になり、保育は提供しない幼稚園になります。この上から 3 つの類型の施設は、全て施設型給付の対象の施設になり、国基準により算定される公定価格が適用になる施設になります。また、利用者がその施設を選択した場合、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務がある施設になります。

一番下の幼稚園でございますが、この類型の幼稚園は現行どおりの幼稚園になりますし、施設型給付も公定価格もありません。また、応諾義務もありません。

以上の 4 つの類型に現行の幼稚園は分かれていくことになりますが、基本的には新制度が始まる上で特段の申し出を行わない限り、「施設型給付」の対象施設として市町村から確認を受けたものとみなされます。手を上げないとすべて、施設型給付の対象の施設になるということでございます。

最後に、7 ページをごらんください。こちらの 2 つのグラフは参考に付けさせていただきました。上のグラフは市川市の 3 歳から 5 歳児の幼稚園、保育園の平成 13 年から現在までの就学状況の推移になります。棒グラフが 3 歳から 5 歳の人口の推移になります。折れ線グラフの上の四角いマークが幼稚園の就園割合の推移になります。折れ線グラフの下のひし形が保育所の就園割合の推移になります。ご覧いただければわかりますように、平成 17 年から幼児の人口は減っているにもかかわらず、保育園への就園割合は年々増えている状況でございます。一方、幼稚園の就園割合は少しづつではありますが割合は下がってきております。

次に 8 ページのグラフは「女性の年齢階級別の労働力率の推移」でございます。全国的な数字でございますが、この割合は市川市でも当てはまることだと思います。労働力率とは生産年齢人口に対する労働力人口の比率で就業者に失業者を加えた人数の割合になります。15 歳以上で働く意欲を持つ人がどれくらいいるかを示すものでございます。このグラフで、30 歳から 34 歳の女性の、昭和 60 年と平成 22 年の労働力率を比べますと、昭和 60 年では 49.3% の労働力率ですが、平成 22 年では 69.4%

と高くなっています。30歳から34歳の女性の働く意欲が年々高くなっていることがわかります。それだけ、働きたい女性が増えたことになります。就学前の幼児の施設もニーズも変化してきています。

以上が説明になります。よろしくお願ひいたします。

○高尾会長

ありがとうございました。

まず前回の審議会で説明いただいた「子ども・子育て関連3法施行による変化の内容」を踏まえて、「社会情勢の変化に伴う幼児教育の今後のあり方について」と「子ども・子育て支援新制度」パンフレットに沿って説明をいただきました。

市川市としても、平成27年度からの本格スタートを目指していくところでございます。住民にもっとも身近な市町村が「子ども・子育て会議」を設置して、幼児期の学校生活・保育、子育て支援のニーズをしっかりと把握し政策的に推進を図るために、推進計画を策定していく内容でございますが、今日の説明を踏まえまして何かご意見はありますでしょうか。

○稻葉委員

「子ども・子育て3法」で現存の幼稚園や保育園はどうなっていくのかが市民の方にとっては一番判りづらくなっていると思います。ご存知のように市川市には認定こども園という施設はありませんから、当然、今の公立幼稚園がこうなるとか、私立幼稚園がこうなる、保育園もこうなっていくんだという、はっきりした具体的な形を市民が一番気にしていて、もちろん運営していく方も今後はどうなっていくかというところだと思います。

逆に言うと事務局の方から判りやすく、今の段階で確定は出来ないでしょうけれども、幼稚園・保育園がこういう形になっていくと、もちろん推論で構わないうですが、一度委員の方にニュアンスを出していただかないと議論はしづらいと思います。こういう風な考えになるかもしれないというような推論で事務局から説明を受けた上で、皆さんが議論された方がいいと思います。

○高尾会長

事務局は、今のご意見を踏まえていかがですか。

○大野課長

今の説明の中で、4類型に分かれるというお話しがあります。その中の例えば「公立幼稚園」にはどの選択肢があるのかというようなところにつきましては、平成25年度に入りましたら、審議会の方で答申になるかどうかは判りませんが、ご意見をいただきたいと思っております。そのためには事務局の方で、この園についてはこういう選択肢、この選択肢を取ればこういうシミュレーションとなるということをお示しました上で、ご意見をいただきたいと思っています。私立幼稚園さんの方も当然、選択肢で分かれていかなければいけないということになりますので、私立さんの方もどういうご意見をお持ちなのか、見えにくいなかで、ご相談しながら伺ってまいりませんと、今度新しくなります計画の中に盛り込んでいかなければならぬと思ってい

ます。公立も私立もこうなればこうなるというようなシミュレーションをお示しした方が判りやすいという稻葉委員からのご意見ですので、来年の審議会でご用意いたしましてご意見をいただくことになろうかと考えているところです。

○高尾会長

事務局から、考えが出ましたが、今日のところは提示された資料を踏まえまして、どうなっていくだろうという予測の部分で意見交換を行うしかないと思います。私立幼稚園の生き残りの部分も踏まえて、今後どうなっていくのか。はっきり言いまして4つの類型ですが、問題は幼稚園類型の一番下にある部分（幼稚園型：施設型給付無し）ですが、施設型給付が無い訳ですので考えられないです。運営が難しくなっていくということです。

そうすると、施設給付有りの上から3つのところで、今の私立幼稚園が残っていけるのかどうかが一つと、はっきり言いまして政策的な流れは待機児童対策にあることは明確なんです。特に市川市で重要なのは、読売新聞でしたか、ママ達が東京都の区役所に押し寄せてているという記事の中で、待機児童の全国ランキングが出ていまして、市川市は18位で千葉県内では1番なんです。そういうことを踏まえて、今後、あり方を検討していく必要があるということです。政府の考え方につきましては、おそらく幼保連携型へシフトさせていくという政策的な流れはそこにあると思います。どうしても行けないところは、認定こども園の幼稚園型にと、若干保育の部分も取り入れるということに進んで行くのだろうと思います。認定こども園にシフトしていくのは間違いないだろうと感じています。そうしますと幼稚園の施設給付型が有りのところで、私立幼稚園がどう考えられるのか、ご意見をお聞かせいただけますか。

○鈴木委員

今年度も講師の先生をお呼びしまして、この件に関する研修会を何度も行いました、皆いろいろ考えているところなんですが、一番下はあり得ないと高尾会長はおっしゃいましたが、心は一番下なんです。実質、やっていけないという状況もありまして、ただ、施設型給付の実態も明らかではない中で、色のついたところに踏み込むという勇気もまだ、我々は持っておりません。

施設型給付の実態が判らないので判断が出来ないということと、もう一つ皆さんがあなた懸念を示しておられるところは、応諾義務でございます。

この2点が私立幼稚園協会の加盟園の皆さんのが心配しているところで、もう少し市として、こうしたいという方向がはっきりして来ますと、それぞれの態度が明確になってくると思います。それから、時々私も教育委員会の方には投げかけています「公立幼稚園は全園認定こども園になりますか」と聞いていますが、未だにお返事をいただいておりません。

たぶん、幼教審でもいろいろ審議をいたしましたけれども、公立幼稚園の成り立ちから考えて、私立幼稚園が子ども達を十分に受け入れられなかつた時の補完として公立幼稚園を作るということで、8園が成立し、そして私立幼稚園の定員が割れているので、公立幼稚園の役割は終わっただろうということで、順次廃園にして行って、最終的に3園の基幹園に統合するというお話しになってきているわけですが、それを全

部「無し」にして、全部認定こども園にしますよということになると、私たちはもっと深くいろいろなことを考えなくてはいけない状況に追い込まれるなと考えております。

○稻葉委員

鈴木委員がおっしゃったように、ここに出てきている各立場で内容が違うのと、本音的には変わって欲しくない、今までどおりやりたい、現実的にやっていけなかつたらどうするのかという議論になる時に、先ほどから言っているように市としては「こういう方向にシフトしたい」が明確になってくると、これに対して議論がしやすくなることがあると思いますが、今のままだと、かもしれない、かもしれないの議論になると、これがいやだと選択できなければ、当然応諾しなければならないものに入らなければいけない訳で、逆に言えば、出来ることならこっちに行きたいという議論になると、幼教審の総意とかは、たぶん取れないと思います。そうすると、各委員の方が順次に自分はこう思うということを今日は言うしかない。

今後市川市が、平成25年度にもう少し具体的な示し方を見つけてくれたら、これはどうなのかと私達が議論するのは有りかなと思います。今日の段階だと、幼稚園さんの気持ちを理解すると類型の一番下でいいと思ってしまうし、逆に言うと、一般論の保育園的なものを進めるのであれば認定こども園を進めた方が、保育の需要を受け入れる形が取れていますが、そうすると私立の保育園の当然ながら、保育のニーズが加わればいいんですが、公立の幼稚園が保育環境を整えてしまったら、今度は私立保育園も近いところに公立幼稚園があるところは、商売敵ではないですが、子どもの取り合いになってしまっても、いい方には進まないと思います。

先ほど鈴木委員がおっしゃったように、公立は廃園ありきで進むのであればまた違うと思いますが、受け皿として認定こども園で切り替えるぞとやられてしまうと、これまで公立をどうして行くかという議論は全く違う方に進んでしまいます。保育園側の方は、どう考えて賛同されるのか、協力できないとなるのか、皆さんが立場を持ってここに来られている難しさがあると思います。私はどちらでも構わないんですが、市民側からすると保育園を増やしてくださいと真っ向から言われている立場ですが、やはり幼児教育を守るとなると、いちがいにただ保育園を作ればいいよとはならないのが私の気持ちです。

○高尾会長

今日はまとめようとかではなくて、とにかく意見交換ということでお願いしたいと思います。確かに難しい問題だと思います。幼児教育振興審議会の流れとはある意味で逆行してしまうかもしれないことが考えられない訳ではありません。今となっては、この新制度にどう対応していくのかということを考えざるを得ないということ。そういう時に鈴木委員は、類型の一番下の施設給付無し、応諾義務無しが確かに望ましいですが、理念的なことであって現実的には難しいことがある訳で、よほどのお金持ちの人達が集まるところであれば、公定価格無しでも何とかいけるのかなという感じはします。

そうすると幼稚園型の上の方、場合によっては幼保連携型の認定こども園にシフトし

ていかざるを得ないのかなという感じはしているんですが、それは非常に難しいですか。

○鈴木委員

うちの園は、預かりも、未満児も、特別支援児もさせていただいているので保育の形式の内容に関しては、大きく違ってくる状況になるという感覚は無いんです。私立幼稚園の皆さん方は、ほとんどの方が学校法人立ですから、設置者は寄附行為をしている訳です。ご自分の財産を閉園する時には、国に差し上げますという立場で経営をさせていただいていまして、閉園したいと誰も思っていませんけれども、そういう立場が公立幼稚園さんや保育園さんと全く違うところがございます。そういう意味で非常に苦悩が深いといいますかどうしたらいいか判らないというところが大きいです。

私自身も預かりをしていまして今日も3人来ているんですが、職員一人が出ていまして、今までの状況ですと春休みで職員全部お休みという状況の中、3名でも職員を出勤させないといけないという状況で預かりをさせていただいています。こういうシステムでしますと預かりの話しをすると、沢山働かなければならなかつた方たちが、埋もれていたことが判るんです。そういう時代の要請みたいなものを、私自身はやっているので感じることが出来ますが、私立幼稚園協会28園のうち、預かりを実施していますのが6園しかありませんので、皆が共通の認識を持っているかということではありません。協会加盟園として統一の見解でこういうものをしますというところには、まだ行かないという現実があります。

○高尾会長

そうしますと将来のことですけれども、個々に認定子ども園の幼保連携型あるいは、幼稚園型に突き進むところと、そうではないところが明確な形で分かれるということですか。

○鈴木委員

そう思います。市川市私立幼稚園協会という名称も平成27年度からは名乗れない、あるいは名乗っても加盟園としてはこれだけという形になるかもしれないということは、それぞれが感じて話しをしております。

○高尾会長

そうしますと、保育園としてはどうですか。

○猪瀬委員

鈴木委員のお話しを伺って、保育園も例外ではなく、市川市の待機児童解消で毎年3園も4園も保育園が建っておりますので、民間の児童福祉施設協議会という私が出てさせていただいている会においても危惧しておりますが、数年後、10年先に、子どもがいなくなった時にどうするのかということで、昭和50年代に子どもの入所が少なくなりまして、その時には公立保育園の入所の子ども達を優先的に民間保育園の方に入れさせていただいて、私の園は220名定員なんですが40名位欠けた時がありまして、1年か2年でなんとかなったんですが、どこの保育園もそうだったんですが、なぜそうなったのかは不明ですが、子どもが少なくなるということは、鈴木委員、稻

葉委員のおっしゃる通り、子どもの取り合いになる部分が明確に出ていますので、今現在就労予定であるとかのお母様方にとって保育園の需要は大きいかもしれません、勢いがついた形で施設数が増えますと、今だけのことを考えれば待機児童解消で当然ながら施設を増やしていくかなければならないと考えるんですが、数年先に子どもがいなくなった時に、やっていけなくなる保育園が出てくるのではないかと民児協でも話し合われました。

市川の保育課さんの方には、そういうお声を会長はじめとして出していますが、待機児童の解消がまず前面に来てしましますので、ほとんどの園が社会福祉法人を取得はしていますが、企業の保育園立という形で、塾を経営している会社が社会福祉法人立を取りまして、4園位スタートするのではないかと思いますので、何がいいのか判断出来ないのですが、幼稚園さんの状況が将来的には保育園もおきてくるのではないかと、今お話しを伺いながら考えておりましたが、鈴木委員がおっしゃったとおり、保育園も自分の私財を投じて建てました私立保育園もたくさんありますので、将来的に閉園になった場合、国に返すという部分は同じだと思います。

幼保ということで、前回も幼教審の中でお話しがありましたけれど、非常に難しい問題であると考えておりますし、0歳から5歳の就学前の子ども達に、幼稚園さんが出来ていることが、まだまだ追いついていないところがたくさんありますので、急にそういうことをしなさいとなった時に、職員の教育等が追いついていくのかを感じております。

○高尾会長

先生の保育園でしたら、幼保連携型の認定こども園はどうですか。

○猪瀬委員

私のところは、220名の子ども達が生活しておりますので、想像がつかない状況ですが、どうしても求められてきましたら運営をしていく以上はやっていかなければいけないのかと感じておりますが、実際に自園でやるということを考えますと無理があるのかと感じます。

○高尾会長

難しいですね。むしろイメージとしては、保育園の方が簡単に移行できるのかという感じはしていましたが。

○猪瀬委員

保育園の協会の皆さんの中でも、非常に難しいというお声は上がっています。「簡単ではない」と、お子さんを預かっていて、幼稚園さんがやっている教育的なことがそのまま出来るのだろうかと話しをしています。先日、習志野市のこども園を見せていただいたんですが、あの形で実施するのでしたら、保育園の子ども達に無理があつたりとか、途中で帰っていく子ども達の思いだとかを含めますと、いい形にはならないのではないかと、そのためには、準備をして幼稚園の先生方との交流や研修等のあり方で学ばせていただいて、どんな形で進めていくのかは、自分自身でも未知のことですが、やれるかどうかは私自身が今の段階では難しいというか、判らないです。市役所の方から、全施設をそうしなさいとなれば、鈴木委員がおっしゃったように、悩

みながら結論付けていくとは思いますが、今の段階で自分自身がすぐにということはないです。ただ、先ほどのお話しで、公立幼稚園さんが認定こども園の形を取ると、近くの民間保育園さんにかなり大きく影響していくと思います。その時に、法人単位で考えるか、組織で考えるかを先に進めていかなければならぬと思いますが、「認定こども園」という言葉は組織の中では出てきていない状況です。将来的にはそうなるだろうということより、保育園がどんどん建っていることの方に反応していまして、そのことの方が直近の問題ではないかと市の方とも話し合いをしております。

待機児童に関しては、一つの保育園さんが 60 人定員でしたら 80 人位とか、20%位多く受け入れて、全施設が 20%、30% 増で受けているのだから、施設を増やすことはないと思いますが、蓋を開けると何園も建っている又建つ予定ですと言われますので、これは待機児童解消で市役所の方で進めいらっしゃるのかなと感じておりますので、民間保育園の方としては大変な状況であると考えています。どんどん保育園が建つことによって、保育士さんの不足が、笑い事でなく大変な状況になっていまして、各園が本来ですと赤ちゃんを 10 名位受け入れ可能なところ、保育士の不足から 3 名しか今年は預かることが出来ないというような声をたくさん聞きますので、施設が増えることの課題と、保育士の待遇が非常に低いので、国が一時的な措置を来年度することになっていますが、保育士さんが保育園を希望してくれればいいのですが、あくまでも一時的なことのようですので、どんな風に動いていくのかを感じています。

#### ○高尾会長

認定こども園は平成 27 年度スタートですので、早急に結論を出すことを迫られている訳です。公立幼稚園の田邊委員どうですか、幼稚園の認定こども園化ですが、特に幼保連携型ですが、行政的なことは別にして、現場の意見としてはどうでしょうか。

#### ○田邊委員

公立幼稚園が今までやってきた事と、これからやっていかなければならない事は、やはり資質の向上ですし、子ども達に対して教育を提供していく、それを広く広めていくという気持ちで、今、いろいろな場面で進めていると思っております。形にしていく仕方のお手本ではないですが、やりやすいのは公立の保育園さんと、今交流しておりますので、モデル的に試行してみて、どんな風になっていくのかが明らかになっていけば、全体の市川市の子ども達へ、こんな風にやっていけば上手くいきますよ、4 歳児 5 歳児の保育については、こういう関わりをしていけばいいですよという部分を提供できるのではと思います。何分、再来年度から 7 園になりますので、公立保育園さんが 21 園を私達の幼稚園とどういう形で絡んでいくのかは判らないですが、ただ、待機児童ということを考慮しますと、毎回申し上げていますが、少し公立で、長い時間お預かりして出来ればフルタイムでなくても、少し家計を助けられる位の時間帯をお預かりできるような方法がもし出来るのであれば、一番やってみることが出来て、すぐにでも職員が話しあえば、希望する方に対するだけでも出来るのかと思っております。個人の考えです。

#### ○高尾会長

公立保育園としては、石神委員どうですか。

○石神委員

私も、あまりイメージがないのですが、公立の幼稚園の園長先生のお話しがあったように、幼保連携相互保育参観ということで、参観で保育園の職員も幼稚園を知り、幼稚園さんも公立の保育園に来て参観し、意見交換をし、その他に園児交流も行って4年が過ぎています。これから認定こども園をということでは、説明がありましたけれども、内容が急ぐことばかりで計画を立てていくことがたくさんあるというイメージの中で、長く保育に携わってきましたが、待機児童が千何人とかになったのは、ここ最近で始めてのことです。市川市の子どもの育ちというところで、公立保育園として何が出来るのかということです。認定こども園に向かってという部分では職員の中でも浸透しきれない部分がありますが、公立の保育園の課題がたくさんあって、老朽化だと様々ありますが、市川市の子ども達が、皆さんが求めている保育を受けられる、教育を受けられるというところで、早くイメージを作っていただきながら、検討出来たらいいなというところです。

○高尾会長

私立幼稚園の保護者の方はどうですか。

○富田委員

今日、資料を見て大変驚きました。私が子ども達を通わせていた幼稚園が、どの選択肢を取るのか、私が働いていた幼稚園がどの幼稚園になっていくのか、幼稚園を働くと思って選んでこなかったので、幼稚園の特色であるとか園長先生の考え方にはぴったり合った幼稚園に入ってきたものですから、これからは父兄の方は、もしかすると、働くことを考えて幼稚園を選ぶのでしょうか。父兄の立場から言わせていただくと、私が通わせようと思っていた幼稚園のあり方と、今後の幼稚園のあり方が違ってしまうのではないかでしょうか。特に私は市の北部の方で、選ぶ幼稚園の数も無いものですから、すごく難しいですし、通わせてきた幼稚園が本当に選ぶことによって、その幼稚園に行けなくなってしまったり、違う幼稚園を選ばざるを得なくなったり、私立幼稚園は一つひとつの園が特色を持っていて、園長先生のやり方で作ってきた幼稚園が、保育料も市が設定したり、私立幼稚園の特色がなんなく失われていくような、私立幼稚園を選んできた父兄の立場からすると、すごく今日の説明は驚きました。

○高尾会長

そうでしょうね。全然変わっていくでしょうね。次に公立幼稚園の保護者の田中委員さんお願いします。

○田中委員

公立幼稚園を2人出しました、上の子は私立幼稚園でした。公立の保護者の立場を少し離れて、今思いますけれども、最後の3番目を公立幼稚園を卒園する時には、少しでも働く環境が整っていたら、そちらの方に子どもを預けて昼間の間に、2時間でも3時間でもパートで働けたらいいというお母さん方が大勢いらしたので、上の子の時の環境と今は全然違う環境であると感じたのを覚えています。保育園の先生方が、待機児童となる子どもを0歳でも1歳でも入れて下さいと言われるというのが、すご

くわかります。幼稚園はアップアップしていて、私の住んでいる地域の方では、無認可で預かりをやってくださる保育園に、とにかく子どもを預けて自分は仕事に行くパートに出るが、私が知る限りでの保護者の方達という感じがいたします。今、待機児童が多いのはそういう事なんだと思います。何年か後に、そういうお子さん達がいなくなって、果たして無認可の園はどうなっていくのかとか、そこに預けられた子達が小学校に上がって、その小学校がどうなってしまっているのか。実は、小学校もものすごく大変なんです。そんな感じのことが想像されるので、すごく現場の先生方が苦労して、大変な思いをしていることがすごく判りますし、子ども達を預けたがっている母親達、少しでも働きに出たいと思っている母親達が多いというのもあります。市川市として子ども達をどういうふうに預かって、その子供たちが大きくなしていく時の環境をどう整えていただくのかということが、私もどうなるのかと思って見ていくだけれど、実際にそこにニーズがあることは間違いないと感じております。

○高尾会長

おそらく、女性が働くニーズがもっと高まっていって、今 69.4%という山が上がってきたという説明でしたが、もっともっと上がっていくと思います。ヨーロッパ並みになっていくと 80%位の感じになってくると思います。逆にサービスを充実していくほど、女性は社会進出を進めていく訳ですので、そうなる可能性は高いと思います。今、小学校の話も出ましたので、矢島先生いかがですか。今のように、幼稚園と保育園が統合していく、教育的なお考えはどうですか。

○矢島委員

幼児教育を考えた時に、統合するとかしないとか、あるいは幼稚園がいいとか、保育園がいいとかということではないかと思います。施設が類型でパターン化していくなければならないのは、時代の要請が入ってくるんだろうし、学校側としてというのであれば、本来 0 歳で通過するべきもの、1 歳で通過するべきもの、2 歳で通過していくべきもの、それぞれの年齢で通過してくるものを飛ばさずに、やって貰える施設であれば、それが幼児教育と捉えますので、後は、皆さん立場が違う中で出席されている訳ですので、自分のところをどうしても存続させたいというのは、仕方ないと思いますが、そういうことから離れた学校の立場として、本来そういうものをその年齢で通過することが出来る施設であれば、統合であっても、従来型であっても、大丈夫と思います。統合することによって、母親へのサービスだけが前に出てしまう場合には、教育という観点から見たものが落ちていく可能性はあると思います。個人的な意見を言わせて貰えれば、朝 7 時から学童に入って、学童から 8 時には学校に送り出して貰って、3 時半には学校が終わって、又学童に入って、保護者が引き取りにくるのが夜の 8 時とかとなった時に、そこに親はどうやって関わってくるのかなと、自分のやりたい事という部分で女性のこれから地位向上のために、頑張っていらっしゃる方ももちろんいらっしゃるとは思いますが、同時に子どもには母親が必要なのかなと思いますが、それが母親の立場として、状況として出来ないということであれば、それを補填するために、保育園があり、幼稚園がありという気がします。

そこから受けて、6 歳からの義務教育に入った時に、結局 1 歳から 5 歳までのこと

に戻らなければならないという形では、施設の型ばかり言っても、幼児教育としてやってもらうことが、おろそかになったり、少し手薄になったりした場合には、考えていかなければいけないと思います。

○鈴木副会長

矢島先生がおっしゃった通りだと思うのですが、まったく無しの状況ではあると思いますが、待機児を解消するのに保育園を建てればいいのかというのは、まさに私も危惧しています。例えば指定管理でも、途中でいやになって放り投げてしまうとかというようなこともあるので、本当に保育を必要とする量の問題もそうですし、同時に質の問題をきちんと決めて、その上で多様化を考えていくことが必要だと思います。私としては、幼児教育の質、保育の質がすごく重要なことだと思っています。

○高尾会長

今回、質についてはあまり問われていないようです。そこで、こういう形でいくと従来の私立幼稚園が変わっていくということは、質はどうでもいいんだということにもなり兼ねない。そこは大きな問題だと思いますが、とにかく待機児童の解消が先決であるとなっていますので、そこは政府もこういう形でやらざるを得ないというのがあるのかなと思います。

○稲葉委員

逆に行政の方に伺いますが、今、公立幼稚園をこの4つの類型にあてなければならぬとしたら、どこをセレクトするかが、私達から見ますと、そこにもし幼保連携型を選択して、公立の職員として保育士を雇ったら、当然そちらの優遇な方へ行かれた時に、民間の保育士さんと公立の保育士さんの給料は格段の差がありますから、シフトして生き残れる保育士さんの奪い合いになった時に、絶対に勝てません。パートなら勝負は出来たとしても、基本的なやり方で、保育園にシフトした時に、幼稚園の部門を縮小させておいて、保育園の方に力を入れるやり方でやつたら、今後廃園ということも、まず無くなってしまうとなるのではないかという想像なんです。それで、職員を保連携型、認定こども園型に持つて行った時に、完全に保育士を正規職員として雇い出した時には、先ほどの話しのように、子どもより保育士の奪い合いが出てくる可能性があるような気がします。

外から見ると、公立の動き方次第では、その部分は逆に拡大も出来るし、自由自在という訳ではないでしょうけれど、やり方は何とでも出来てしまうと思います。それによる民間への影響もすごく大きいことと、本来は幼稚園の施設給付無しが、本来幼稚園の基本だった訳で、幼稚園の保育料が高くても行きたいというのがあったり、安いから行きたいがあったりのセレクトも無くなる状態になってしまいます。この類型がおかしいとしか取れない訳です。でもそこにいないとやっていけないとなってしまった時に、市立幼稚園の保育料だから助かるというのではなくて、ここが良いから行くという親がいるのは当たり前の話であって、そういうものも奪っていくのかなと思います。まず、基本的に市川市の幼稚園と保育園がどちらの方向に行くのかの推測を、断定はいいですから考え方だけ聞かせていただきたい。

○津吹部長

稻葉委員がまさにおっしゃった通り、非常に言いにくいところがありますが、新年度に入りまして「子ども・子育て会議」の流れ等とも絡みまして、決めていかなければいけない問題も一つございます。極端に申しますと、公立幼稚園についても存続させるのか、させないのか非常に難しい問題がありまして、全て廃止出来るかというと人口統計上、廃止出来ない園も存在しているのは事実です。通えない子ども達が出てくるエリアが存在しています。又、単純に幼保園に出来るかというと、施設自体が公立の場合は非常に古くて、改修費をかけてまで存続させるべきなのか、非常に悩ましいところです。

今後の市川市の方向としますと、おそらく幼稚園については、こども部（市長部局）の方に移行するだろうという考えが出てくるだろうと思います。これは、教育委員会では意思形成されていないので、明らかに公の発言ということではなくて、常識的に考えると統合という形になって行かざるを得ない、そうなってきますと、複数の公立の施設が同一エリアに存在するような地域、逆に子どもの数よりも園の方が多くなるような地域も出てくる、そういうエリアをどうするのかを今後こども部とも協議していかなければいけないところかと思います。また、職員という問題も絡んできます。職員をどうしていくのか現実的には、今のところ、ここ1、2年の間でこの問題が動かなければ、まだまだ足りないエリア等がありますので、おっしゃるとおり公立幼稚園については、幼保園化に切り替えられる園については、切り替える考えもあったんでしょうけれど、いかんせん施設が古い。

また教育委員会として困っていますのが、稻葉委員さんがお聞きになっていますが、学校施設の保育施設化を強く主張されている議員さんもいらっしゃいます。これも事実です。教育委員会については、空いている教室については単純に空いているものと、空いていないものと、人口統計を取っていますので、せっかく特別教室を作っているのに、特別教室を無くしてまで、幼稚園教室、保育園教室にしてよろしいのかという問題がありましたり、又教室内に同じ市職員同士ですと網掛け、規制が効く訳ですが、外部の株式会社の社員が入って来てしまった場合、学校とうまくやっていけるのかどうかというのか。現実的に学校から一つ撤退した保育園さんもありますので、やたらと学校を保育園化出来るか、幼稚園化出来るか。

それと大きな問題は、放課後保育クラブをどうするのかという問題も、教育委員会だけで持っている問題で放課後保育クラブをどうするのかという問題があつて、6年生まで保育クラブをやるとなると教室が完全に足りないというところが出てきます。一部は、まったく余るところが数校ありますが、ほとんどの学校が6年まで子どもを学校においておくとなると教室が足りなくなるという問題が出てきます。幼保連携云々だけではなくて、保育クラブをどうするのかという問題。あと、街づくりがこれに絡んで、東京外環環状道路が出来た場合の、空き地がどうなっていくのかというのも、私ども、街づくり、企画の方、今後の市の街づくりをどうするのかの情報が欲しい訳ですけれども、外環のネクスコさんの方にしてみれば、空き地についての手放しは、まだ明らかにしておりませんので、住宅開発になってくるのか、違うものに開発してくるかによって、学校が存在しているエリア自体の小中学校の児童・生徒の数は

全く把握出来ていない。その中でそれだけ先行して、どんどん動いていますので新年度に入りましたら、すぐに子ども部と協議しながら、先ほど、大野の方から申しましたように、幼教審さんからの意見をどんどん出していただいて吸い上げて活かしていただきたいなど、これは担当の職員だけだと判断がつきにくい状態があります。

保育園さんが先ほどおっしゃったように、行政が今、財がありませんので、民間保育園を建てさせているのは事実かと思います。将来リスクを行政が超えるような財力が市川市は無くなっていますので、10園20園建つような土地を市川市が買って、市川市が建てて、市川市が職員を雇ってやるという経営は、10年後の子どものことを考えると、とてもリスクを負えない。では民間の幼稚園、保育園にそのリスクを負わしていいのかというのは、まさにおっしゃるとおりだと思います。ただ現実には解決しなくてはいけない、私どもの市長は、待機児童解消は政治公約として謳っていますので、それも対応しなくてはいけないということで、一つずつを見ると何かやれそなんですが、全体を見ると非常に悩ましい状況です。新年度、子ども部と一緒に協議をやっていく形を取りたいと今、思っています。

○高尾会長

行政側の考え方は、今の段階は部長さんがおっしゃった通りだと思います。

○稻葉委員

今、部長から、良くお話をいただけたと思います。先ほどの保育の待機もすべて親側の一方的な意見になっている状態です。本当に保育が足りない子どもなのか、保育園が空いていたら働きたいのか、いろいろなニーズがある。現実にいるのと、子育てを避けたい、子育て放棄型の一部の方もいらっしゃる。そういう中で、先ほどの放課後保育クラブも、パンパンなんです。要求は、6時半を7時にして欲しい、親の要求だらけになってしまふ。部屋も当然ながら一杯一杯です。加えて35人学級がどうのとか、拡大して教室数を増やすなくてはいけない。学校は保育所ではないという考え方に対して、親は自分的一方的な意見になってしまふんですね。そういうところも一部だけ意見を取り上げて、騒がれてしまうと、すごく市川市が後手に回っているよう取られてしまう。先ほど言ったように保育園をどんどん建てればいいかと言っても、逆にいうと、先ほど副会長がおっしゃったように、撤退する園があるのも事実ですし、民間にすべて委ねて安心出来るのか、例えば将来的にも経営をしっかりやってもらえるかにしても安心は出来ていないところがあるかも知れない。みんな含めて、結論をもらうのではなくて、ただ自分の子が入れないと、遠いところだと嫌だと待機になっている親も、結構いらっしゃるんです。自分の希望園に入りたい、それが待機カウントされてしまうと、これもまた矛盾しているところなんですが、マスコミも含めて捉えているポイントがどこまでを皆さんに広めてもらえるかによって、市川市だけが後手に動いてまだ解決出来ないのかと言われてしまう、当然議員の立場でも言われてしまう。報道も含めて、皆さんの共通認識があつていただけると非常にありがたいと思います。

○高尾会長

待機児童対策という、ニーズは保育園を作つて、どんどんサービスをしていけば、

働く人が増えていくのは当たり前のこと、どこまで行っても待機児童解消にはならない。例えば、政府が言っているように、幼保連携型をどんどん進めていけば、待機児童の解消ができるかというと、そうは思わないです。もう一つは少子化をくい止めるとか、少子化対策で言うと不可能に近いです。やっかいな問題がありますが、いずれにしても国の方はこういう政策を打ち出してきて進めるということです。

○稻葉委員

1点だけ、市の中でも今後、議論されていく時に、ここの公立幼稚園はこういう形、例えばニーズの多い行徳だと、多分こういう風にしていくとか、種類が分かれて、それが明確になって来た時に、多分、近隣の幼稚園・保育園がどちらの形を選ぶとか、それに対して逆に言うと、同じニーズに入るのではなくて、逆の形で存続を図るスタイルを考えないと、同じものを作って引っ張り合いするのではなくて、何とか幼稚園は幼保型のこういう形に、だったら私達は近い私立幼稚園はこちらのシステムにして、違いを出したりとそういうスタイルを取らないと、1本決められて、やられてしまうのも怖い部分があります。選択肢が逆に消えてしまうような気がします。それだけはお願いしたいと思います。

○高尾会長

そのことに関しては逆もあって、私立幼稚園側でこういう方針で行きますと、だから公立は別のスタイルで行ってくださいとも言える訳です。

そういう意味でいいますと、早く私立幼稚園の態度を示されることも大事だと思います。

○鈴木委員

幼児教育は、義務教育ではありませんので各ご家庭や保護者がどういうものを望んで、どういう風な方向のものを選択されるのかということで、色々な選択肢があって、今までやってきた訳ですけれども、こういう形で1本化するというと、先ほどからのお話しの通り、選択肢が無くなる訳です。

幼稚園の立場から言いますと、幼稚園は子どもの幼児教育を担うところでもあります、保護者を教育するという非常に大切な役割を持っているところなんです。うちの園も16日に卒園式を終えて、数名の子ども達が卒園して行きましたけれども、お母さん達皆さんがあっしゃって下さるのは、色々学ばせていただいた以上に、私達親がたくさんのものを学ばせていただきましたと卒園していただけます。それが別な形になった時に、今まで私達がしてきたようなことが、やっていかれるのかどうか。

義務教育ではない、各家庭のニーズが満たされる、そして就学前の子どもの成育の第一責任者は家庭であり、親であるというところが、しっかりとぶれないで、社会全体として、そういう認識を持っていながら、こういう制度もあるよという程度にやっていっていただけたらと思います。1本化になれば、みんな幸せになるような、大雑把な感覚で果たして幼児教育が捉えられていいのかどうかという気がしております。

○高尾会長

保育所としてはどうですか。

○猪瀬委員

今、幼稚園さんの方の鈴木委員のお話しを聞きまして、保育園も全く同じで、それぞれの保育園が子どもを受け入れた中で、どう子ども達を発達に応じて、いい保育が出来て、3、4、5歳の子ども達には就学に向けて、どんな生活をしてあげられるかということで、それぞれの保育園さんが、非常に努力なさっていると思いますが、どの保育園に入れても同じだという捉え方をすると、色々な思いが自分の中にもあります。そうでない形で進めていただければと思います。やはり、鈴木委員がおっしゃる通り、選ぶ選択肢が無いというのは、非常にきついものがあるのではないかと思いますので、いい形で今後、話し合いをして、また、進めていかれればいいかなと思います。

○高尾会長

他にこの新制度の問題ですが、ご意見がございましたら、述べていただきたいと思いますが、よろしですか。

それでは、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」ということです。国は、認定こども園の普及及び推進、それから幼稚園、保育園とも施設型給付の対象になるということです。もう一つは、幼児教育の無償化ということが、国で議論されているようですが、それによっても今後のあり方が変わってくると思うんです。当審議会の答申につきまして、認定こども園への移行の可能性も含めて「公立幼稚園の今後のあり方」の方針を検討する必要があると思います。今後、そういう形で審議を進めいくことになると思います。

次ぎに、その他の市川市子ども・子育て会議の設置についての報告ということですが、事務局から説明をお願いいたします。

○山口課長

子育て支援課の山口でございます。市川市子ども・子育て会議の設置につきまして、ご報告をさせていただきます。新たな附属機関の設置につきましては、去年の11月に開催されました本審議会でもご説明させていただいておりますけれども、先週閉会いたしました市議会2月定例会におきまして、市川市子ども・子育て会議条例の制定について上程いたしまして、3月13日本会議におきまして、全会一致で可決いたしております、ご報告をさせていただきます。なお、条例の内容につきましては資料の3でお付けしてございますので、お読みいただければと思いますけれど、資料4の方に、この会議の主な任務と委員について書いてございますので、資料4をご覧いただければと思います。

この会議の主な任務でございますが、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策について市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議するものとされております。なお、77条第1項各号の具体的な内容でございますが、認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育の利用定員の設定、市町村子ども・子育て支援計画の策定変更、市町村における子ども・子育て会議における施策の総合的、計画的な推進に関し、必要な事項及びその施策の実施状況について、意見を聞くこととなっておりますが、その他、新制度の準備に当たりましては重要性の高いものといたしまして、例

えば地域型保育事業の認可基準、認定こども園・保育所・幼稚園の運営基準の制定、保育料の設定、計画の区域設定、ニーズ調査項目についても、会議での審議が必要と考えております。

次に委員でございますが、15人以内といたしまして、市長が教育委員会の意見を聞いて委嘱することになっております。委員につきましてはア. 学識経験のある者3名を予定しております。イ. 関係団体の推薦を受けた方は2名を予定しております。ウ. 子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、4名を予定しております。エ. 子どもの保護者、4名を予定しております。オ. 市民は公募いたしますが2名を予定いたしております。以上の15名以内ということで組織することになっております。

新制度に向けて、教育委員会や所管部と連携し、平成27年度新制度までに準備をしてまいりたいと考えております。

なぜ、こども部の子育て支援課の私がご報告申しあげるのかといいますと、子ども・子育て会議を所管いたしますのが、こども部の子育て支援課となるからです。現在、新しい3法の関連につきましては、現時点ではこども部の子育て支援課が中心となって、教育委員会と協力しながら対応しております。今後は、幼児教育振興審議会のご意見等も踏まえながら、子ども・子育て会議を開催していくかなければいけないと思っておりますし、実際に私がご説明しました通り、委員さんは幼教審の委員さんとほぼ同じような方が委員になりますけれども、私どもは3法について計画を練っていきたいと思っております。先ほど、部長の方からもお話しがありましたけれども、組織が公立幼稚園と私立幼稚園の就園奨励費補助金関係の補助金等につきましては教育委員会が幼児教育を扱っておりまして、児童福祉の部分につきましては、こども部の方でやっておりましたけれども、この制度が出来まして、他市はもう数年前から組織を統一してやっている所が多くございます。この制度が全自治体共通ですので、この子ども・子育て会議も各自治体で作られると思いますし、国は組織を作ると同時に、組織を1本化して欲しいと、一つの組織にしていただいた中で保育と幼児教育を考えたいきたいということを考えています。

私どもこども部の方も、教育委員会と一緒にこの3法について対応させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

### ○高尾会長

ありがとうございました。市川市は「子ども・子育て支援新制度」の本格実施に向けて、子ども・子育て支援に関する事項に関する調査・審議を行うための会議を条例で制定されたということでございます。何か、ご意見がありましたらお願ひいたします。それでは、特にご意見は無いようですが、今後、幼児教育振興審議会は開催されますので、何回か議論をすることになると思います。そして、この子ども・子育て会議が一方では進んで行く形になろうかと思います。

いずれにしましても、幼保一体化というのは、戦後からの課題であった訳ですが、

ここで本格的に進んでいくのかなという感じはしますけれども、それにつきましては越えなければいけない壁があるようで、これをいかにうまくクリアしていくということが、今後の課題になるのではと思います。

今日は、皆さん方からのご意見を頂戴するということですけれども、これを踏まえて今後の会議の課題として行きたいと思考えますので、よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。「平成 24 年度第 4 回幼児教育進行審議会」を終了いたしました。どうもありがとうございました。

傍聴人の方、退出願います。

○傍聴人退出

○大野課長

それでは、事務局より事務連絡でございます。本年度の審議会は本日で最後になります。平成 25 年度の審議会でございますけれども、開催日程に関しましては未定でございますが、年 3 回の実施を予定しております、年度初旬を予定しております。

なお、各委員さんの任期が、7 月 6 日までとなっておりますことから、4 月以降に委員の方々の選出につきましては、各団体にお願いしたいと考えておりますので、そのへんよろしくご協力のほどお願ひいたします。以上でございます。

これをもちまして、本日の予定はすべて終了いたしました。

【午後 3 時 40 分終了】

平成 25 年 6 月 24 日

署名委員

会長

高尾公矢